

## 平成25年第3回幸田町議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程

平成25年9月27日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第39号議案 幸田町公共駐車場条例の一部改正について  
第40号議案 幸田町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部改正について  
第41号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例の一部改正について  
第42号議案 財産の取得について（高規格救急自動車）  
第43号議案 財産の取得について（高度救命処置用資機材）  
第44号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第2号）  
第45号議案 平成25年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）  
第46号議案 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
第47号議案 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
第48号議案 平成25年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
第49号議案 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）  
第50号議案 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
第51号議案 平成25年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
認定第1号 平成24年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 平成24年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 平成24年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第7号 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第8号 平成24年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第9号 平成24年度幸田町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について  
陳情第1号 最低賃金の引き上げ、公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書  
陳情第2号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書
- 日程第3 議員提出議案第1号 幸田町第6次総合計画策定特別委員会設置について

議員提出議案第2号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持  
及び拡充を求める意見書(案)の提出について

議員提出議案第3号 道州制導入に断固反対する意見書(案)の提出について

日程第4 第52号議案 訴えの提起について

第53号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算(第3号)

日程第5 特別委員会委員の選任について

日程第6 閉会中の委員会行政視察の件

---

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員(16名)

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 池田久男君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 浅井武光君
16番 大嶽弘君		

欠席議員(0名)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
企画部長兼 人事秘書課長	大竹広行君	総務部長	小野浩史君
住民こども部長	桐戸博康君	健康福祉部長	鈴木司君
環境経済部長	山本幸一君	建設部長	近藤学君
住民こども部次長兼 こども課長	児玉幸彦君	会計管理者兼 出納室長	小山信之君
教育長	内田浩君	教育部長	春日井輝彦君
消防長	山本正義君	消防次長兼 予防防災課長	齋藤正敏君
監査委員	羽根渕保博君		

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本忠志君

---

○議長(大嶽弘君) 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（大嶽 弘君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 小野浩史君 登壇〕

○総務部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

決算特別委員会の際に要求のありました資料につきまして、お手元のほうに、本日、配付させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

また、台風18号による災害発生状況につきましても、取りまとめをいたしましたので、あわせて御報告をさせていただきます。

主な状況は、イチゴハウスなどのビニール破損などの農林水産施設被害、また梨などの果実落下による農林被害、公共施設・学校施設などでの雨漏りなどの状況が報告をされております。

以上、災害状況を含めました報告とさせていただきます。

以上でございます。

〔総務部長 小野浩史君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は14名と監査委員1名であります。

議事日程は、本日、お手元に配付いたしましたとおりでありますから、御了承願います。

---

#### 日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、13番 丸山千代子君、14番 伊藤宗次君の御両名を指名いたします。

---

#### 日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、第39号議案から認定議案第9号までの22件と陳情第1号、陳情第2号を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

11番、笹野康男君。

〔11番 笹野康男君 登壇〕

○11番（笹野康男君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書につきましては、朗読をもって報告とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

総務委員会審査結果報告書

平成25年9月27日

議長 大嶽 弘様

委員長 笹野康男

平成25年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告します。

第42号 財産の取得について（高規格救急自動車）。高規格救急自動車の取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第43号 財産の取得について（高度救命処置用資機材）。高度救命処置用資機材の取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第44号 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳入全部、歳出15款。第1条、歳入全部2億5,483万4,000円追加、歳出15款総務費28万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第45号 平成25年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入全部2,472万円追加、歳出15款諸支出金2,472万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第1号 最低賃金の引き上げ、公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書。最低賃金の引き上げ、公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求め、国等に対し意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上であります。

〔11番 笹野康男君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

8番、酒向弘康君。

〔8番 酒向弘康君 登壇〕

○8番（酒向弘康君） おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告いたします。

産業建設委員会審査結果報告書

平成25年9月27日

議長 大嶽 弘様

委員長 酒向弘康

平成25年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第39号 幸田町公共駐車場条例の一部改正について。幸田駅南駐車場の廃止等に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第40号 幸田町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部改正について。延滞金及び還付加算金の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第41号 幸田町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例の一部改正について。延滞金の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第44号 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳出30款・35款・40款・45款。第1条、歳出30款労働費97万5,000円追加、35款農林水産業費221万3,000円減額、40款商工費600万円追加、45款土木費996万2,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第49号 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入35款繰入金111万3,000円減額、40款繰越金111万3,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第50号 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入35款繰入金788万3,000円減額、40款繰越金788万3,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第51号 平成25年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入30款繰入金892万5,000円減額、32款繰越金892万5,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔8番 酒向弘康君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

13番、丸山千代子君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） おはようございます。

文教福祉委員会の審査結果報告書につきまして、朗読をもって報告とさせていただきます。

文教福祉委員会審査結果報告書

平成25年9月27日

議長 大嶽 弘様

委員長 丸山千代子

平成25年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告をいたします。

第44号 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳出20款・25款・55款。第1条、歳出20款民生費2,708万8,000円追加、25款衛生費1,274万2,000円追加、55款教育費2億円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第46号 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入歳出6,526万2,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第47号 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。第1条、

歳入25款繰入金51万2,000円減額、30款繰越金51万2,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第48号 平成25年度幸田町介護保険特別会計補正予算(第1号)。第1条、歳入歳出1,143万1,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第2号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書。国に対し、定数改善計画の早期実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けての意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

以上です。

[13番 丸山千代子君 降壇]

○議長(大嶽 弘君) 次に、決算特別委員長の報告を求めます。

15番、浅井武光君。

[15番 浅井武光君 登壇]

○15番(浅井武光君) 決算特別委員会審査結果報告書を朗読をもって読み上げます。

決算特別委員会審査結果報告書

平成25年9月27日

議長 大嶽 弘様

委員長 浅井武光君

平成25年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に読み上げます。

認定第1号 平成24年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について。歳入総額13億7,659万3,677円、歳出総額12億6,199万6,522円、差引額7億6,459万7,155円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第2号 平成24年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額1億1,593万4,454円、歳出総額9,121万3,238円、差引額2,472万1,216円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第3号 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額30億5,415万7,764円、歳出総額29億3,889万5,359円、差引額1億1,526万2,405円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第4号 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額2億7,625万4,317円、歳出総額2億7,574万440円、差引額51万3,877円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第5号 平成24年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額13億5,094万2,424円、歳出総額13億3,822万1,450円、差引額1,272万974円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第6号 平成24年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額6億4,892万4,100円、歳出総額6億3,621万2,252円、差引額1,271万1,848円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決し

た。

認定第7号 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額3億7,179万4,346円、歳出総額3億6,391万204円、差引額788万4,142円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第8号 平成24年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額5億8,733万4,110円、歳出総額5億7,840万7,396円、差引額892万6,714円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第9号 平成24年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。収益的収入6億7,151万4,445円、収益的支出6億4,336万6,437円、資本的収入1億3,478万666円、資本的支出2億6,231万3,193円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

以上で報告を終わります。大変失礼しました。

〔15番 浅井武光君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 陳情第1号の関係であります。

審査結果につきましては、賛成なしをもって不採択すべきものと決したと、こうなっておりますが、結果はそうであったとしても、議論はされた結果として不採択という形で結論を出されたというふうに私は思うわけですが、この陳情書につきましては、たくさん項目がございます。しかし、分類として大きく四つに分類がされております。一つは、最低賃金を引き上げること、二つ目は、公務・公共サービスを充実すること、三つ目は、憲法第9条を守った平和に向けた施策に取り組んでいただくこと、4番目が、国に対して意見書・要望書を提出してくださいと、こういう形の中で分類がしてございますが、この分類に従ってということじゃないですが、委員会でどういう形の中で御審議がなされて、結果として賛成なしだよということになるわけですが、どういう議論の経過がございますか、説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 11番、笹野委員長。

○11番（笹野康男君） 今、伊藤委員のほうから、陳情第1号の件で、委員会でどういう質疑があったかということでもあります。

委員会の中で、今、伊藤委員が言われたとおり、項目は多岐にわたっております。その中で、特に1番、賃金の関係、先ほど言われたとおりであります。2番、公共サービスの件、3番、憲法第9条、4番は、意見書を出してくれと、こういう大きな項目に従って委員会でもいろいろな意見が出ました。今から、意見が出たことを報告をさせていただきます。

まず、賃金についてでありますけれども、雇用の状況なんですけれども、生活水準の格差がいろいろあると、一定ではないと。愛知県の最低賃金も、正直言って、全国的よりも数段上だと。昨年度は、750円から68円上げた。本年も22円近く11月ごろ

から上げるという話も出ております。逆に、それを全国统一にするということは非常に無理な話だという意見がありました。

それと、特に臨時・非正規の職員を1,000円以上賃金を上げよということは非常に難しい、無理だという話が出ておりました。

それと、やっぱりこの陳情書を見ると、優先順位が違うじゃないかと。要するに、公共団体の自治労の置かれた立場だけの話だけであって、賃金をもらっている人は民間のほうが多いんだと。そこらも十分踏まえて、この陳情書を出すべきじゃないかという話でありました。

それと、もう1点が、臨時職員が数字をきっちり決めてやってこない、私は優先順位が違うと、この陳情書に関しては。トータルの話でないとこれは納得できないと、こういう話でありました。

それと、もう一つ、官民格差、自治体格差がますます広がっていくような気がする。手前勝手な要求だなど、そういう意見もございました。

それと、住民の暮らしのほうであります。公共サービスの関係でありますけれども、公務員の削減等々に関しては、幸田町も非正規の職員を職員にしとる部分もあります。そういう部分で、なかなか難しいわけでありましてけれども、必要な職員を確保しながら公共サービスを充実していく、これは必要なことだといった意見もございました。それと、やはりそれぞれの地域の地方団体がそれぞれ存在するわけでありましてから、逆に一般論だけで議論するのは、地方議員、それぞれの自治体の議員なり首長に任せるべきだと、こういうお話であります。

それと、手当や休暇制度については、これを正規の職員と同等にするということは、やっぱりおかしいと。

それと、公務員の保育士は、幸田町でも非常勤の職員から正規の職員にしてきた経緯がある。そういうもので、全部をそういう形ですということ是非常につらい部分がある、無理じゃないかと、こういう話であります。

それと、憲法の関係であります。これは、本当に自治体として非核平和の政策を予算化することは極めて非常に難しい。それぞれの自治体で考えていくべきだという話。

それと、特に憲法と国に対しての意見書に関しては、この陳情は地方議会にはなじまない。扱わなくてもいいという感じの意見もございました。

それと、もう1点、最後に要望書を出す件でありますけれども、今の安倍政権に関しては、国民は支持をしておる。そういう中で、この要求を受けること、陳情書を出すことは、実際無理な話である、こういう意見でありました。

大体、トータル的に、そういう4項目に分けての質疑がございましたので、報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今話を聞く限り、私流に言えば、随分乱暴な議論をされたんだなというふうに思います。

陳情書の内容について、順番が違うとかどうとかというのは議論の対象じゃないはず

なんです。どういう順番で陳情書の内容が書いてあろうと、その陳情の趣旨やら内容についてどうなんだと。順番が違うから、こんなの門前払いとは言いませんが、そういう形で議論を進められるとちょっとおかしいんじゃないかなと、いわゆる優先順位が違う、出し方が違う、トータル的な話でどうなんだということじゃなくて、個々の命題がずっと書いてあるわけですよ。その個々の内容についてどう議論を深められたのかという問題が、今、答弁を聞く限りでは見えてこないなというような内容もあります。

それから、公務・公共サービスの関係でいきますと、公務・公共サービス、さまざまですわ。さまざまな分野、いわゆる国民の全ての生活の分野に公務や公共のサービスがあるときに、その差があつていいのかと、そこに住むまちの人たち、あるいは全国1,700の市町村があるわけですが、みんなばらばらだけでも、最低でもシビルマニュアルとしてどれだけのものが必要かということが、私はこの中から酌み取っていただく内容だろうなというふうに思います。

それから、憲法第9条の平和の関係で、ここにもありますように、非核平和の施策を予算化することも含めてということなんで、予算化せよということだけ焦点を置いて、そんなものでできるかという議論は私はいかがかという点で、どういう議論が深められたのかなというふうに思います。

そして、最後は、やっぱり私どもは地方議会の議員だし、地方議会の議員は、そこに住む住民によって選ばれた議員であります。時の政府やら政権が国民から支持を受けとる。それは、支持を受けとるから政権を担当しとるんで、政権に向かって物を申すのはいかななものかと、こういう論法だったら、時の政権がどんな悪政をやろうと、どんなことをやろうと、市町村議会や、あるいはそこに住む住民が要望や陳情やら請願を出すことはまかりならんぞと、天に向かって唾することじゃねえかという論法だったら、民主主義は育ちませんよ。国民主権なんていうのは、たわ言に過ぎんという点で、今、お話しの内容については、私はもう少し地方議会の議員だと。よって立つ基盤は、そこに住む住民の暮らし、これをどう守るのか、自治体行政をどう発展させていくかという観点で議論が欲しいなというふうに思うわけですが、そうした点での議論はございましたでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 11番、笹野委員長。

○11番（笹野康男君） 今、伊藤委員がるるおっしゃられたんですけれども、総務委員会は5名であります。その中で、今、私が先ほど報告しました案件がほとんどそうであります。委員会の中では、この陳情に関しては無理だと、そういう結論に達したと、今までの報告したことが、トータル的にこれは不採択だという結論に達したわけありますので、伊藤さんが言われることも私も理解できますけれども、それはそれとして、委員の皆さんの総意でありますので、御了承いただきたいと、かように思っております。

以上。

○議長（大嶽 弘君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、総務常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(大嶽 弘君) 以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。  
次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。  
ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(大嶽 弘君) 以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。  
次に、決算特別委員長報告に対する質疑を許します。  
ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(大嶽 弘君) 以上で、決算特別委員長報告に対する質疑を打ち切ります。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
これより、上程議案22件と陳情2件について討論に入ります。  
まず、原案反対の方の発言を許します。  
13番、丸山千代子君。

[13番 丸山千代子君 登壇]

- 13番(丸山千代子君) ただいま討論に付されております議案について、順次、討論を行ってまいります。

認定第1号 平成24年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計は、歳入133億7,659万4,000円、歳出126億1,199万7,000円、次年度に繰り越す繰越明許費1億2,754万円を差し引きますと、6億3,705万7,000円の黒字決算であります。

リーマンショック以降、日本経済の悪化で、景気低迷にさらに拍車がかかり、町税収の落ち込みは激しく、減収補てん債でカバーするなどしてきましたが、自動車関連産業の業績好調などで、落ち込んでいた税収が回復してきております。個人町民税、軽自動車税など、税制改正やエコカー減税など、政策的によって増収となりましたが、町税全体では1.8%の減収となりました。

リーマンショック以降、全国では、法人税を引き上げ、新たな財源確保をしてきております。町長は、企業立地を進めているから、今は賛成しかねると表明しましたが、経済は回復基調で、トヨタは空前的利益を出していると言われており、自動車関連産業も回復してきている今こそ、法人町民税を見直し、14.7%へと引き上げ、新たな財源確保、企業には応分の負担を求めるべきであります。既に、全国の8割の自治体を実施しているものであります。

経常収支比率が3年間の推移で83.4から92.0、そして今決算では95.6と引き上がってきております。増となった要因に、税収減と扶助費・人件費の増と分析されております。経常収支比率が90を超えると、財政の硬直化を招くと言われてますが、扶助費は対前年度比で1.7%、人件費も1.7%の伸び率であります。要因は、きちんと分析すべきではないでしょうか。

税収が落ち込んでいるため、今までと違い厳しい財政状況にあるというのはわかりま

すが、しかし不交付団体は維持しております。財政力指数は、前年度1.05であったのが1.07と高くなり、県下の町村で言えば、4番目であります。

決算における基金残高は、財政調整基金25億399万円、教育施設整備基金3億590万円、都市施設整備基金1億3,239万円、福祉施設整備基金1,839万円、このように主なもので29億6,067万円も積み立てております。ほかの基金と合わせると、35億678万円に上り、豊かな財政力と言え、住民の福祉増進に、そして暮らし応援に役立てるべきと主張するものであります。

安倍内閣は、社会保障と税一体改革の名のもと、来年4月からの消費税増税を予定どおり実施しようという動きであり、社会保障の給付減、負担増の方針を打ち出すとともに、生活保護費の削減などを実行に移しております。消費税増税で負担増を強いられた上、生活を支える安全網の社会保障まで壊されては、国民の暮らしは立ち行きません。消費税増税は社会保障の充実のためという大義名分は、完全に崩れ去っております。

私ども日本共産党は、消費税は所得の少ない人に重くのしかかる最悪の不公平税制であると、消費税増税に断固反対の立場であります。増税による暮らしと経済への深刻な打撃をストップさせるためにも、消費税増税と社会保障改悪反対の立場を明確にすべきと求めるものであります。

東日本大震災から2年半を迎えました。復興は遅々として進まず、今なお29万人が避難生活を強いられております。

東京電力福島第一原発の汚染水漏れは、事故が制御できていない危機的状況にあることを浮き彫りにしております。危険な原発ではなく、原発の稼働ゼロから、そして廃炉へ向けて取り組む必要があるのではないのでしょうか。防災計画にも、このような計画を盛り込むべきであります。ことしの夏は、とりわけ猛暑が続きましたが、電力に問題はなく、電力不足は起きておりません。自然エネルギーへの転換に向け、引き続き推進を求めるものであります。

平成23年度に中学校、平成24年度は小学校の教室へ扇風機を設置し、教育環境整備を進めてきたことは、評価すべき点であります。学校現場からは、扇風機があつて本当に助かるという声が視察の中でも聞かれてまいりました。また、猛暑対策としても、これからはエアコンの設置を計画していくことを求めるものであります。

政府の地震調査委員会が30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率を示し、公表をいたしました。役所所在地の地震確率で見ますと、愛知県内4番目の86.4%が幸田町となっております。南海トラフで地震が起きた場合の震度は、6強と想定をされました。防災・減災への取り組みを強化するよう求めるものであります。特に、人命を守るという観点で進めている木造住宅耐震化対策は、計画が絵に描いた餅にならないよう取り組むべきではありませんか。

愛知県は、ことし6月3日に福祉医療制度への一部負担金の導入については実施を見送りましたが、所得制限は検討するとしております。県に対し医療費無料化を維持・拡充を申し出るように求めるものであります。

老人福祉センターは、高齢者が利用したくても、2階にも上がれない施設となっております。早急に改善すべきではありませんか。

安心して子どもを産み育てられるまちづくりの推進についてであります。保育園や小学校の子どもたちの放課後対策の充実は、子育て世帯の願いであります。3歳未満児や児童クラブなど受け入れ体制の拡大、待機児の解消を進めるよう求めます。

保育現場では、軽度発達障害、また気になる子がふえてきている問題が出されており、対応が求められているところであります。岡崎市と幸田町と広域で子ども発達センターを建設する計画であります。町独自に全ての子どもたちの成長・発達を保障するため、5歳児健診に取り組むべきではありませんか。

ごみの資源回収量が減少してきております。団体の活動費にもなっていることから、効率よく回収できるよう、年間計画に基づき、住民がコンスタントに排出できるシステムづくりをすべきと求めるものであります。

猛暑、竜巻、豪雨など全国的に激しい気象現象が続いており、2008年の8月末豪雨は、町に大きな災害をもたらしました。こうしたことを教訓に、豪雨による排水施設の能力を超えてあふれる内水氾濫、このような都市型水害に対応するために、排水能力の強化を進める必要があります。雨水貯留施設の取り組みを改めて提起するものであります。

子どもたちがひとしく教育を受けられるように、小・中学校に通う子どもたちの学用品や給食費などを援助する就学援助制度は、生活保護基準の1.5が収入基準額としていますが、ことし4月から生活保護基準が引き下げられたことによって、基準枠から外れることにもなりかねない事態であります。今までどおりの就学援助の支給基準を守るよう、改めて求めるものであります。

主な点だけを指摘してまいりました。地方自治体の仕事は、住民の福祉、教育、暮らしを守ることであります。税収の落ち込みで厳しい財政運営であるということは認識していますが、住民生活に必要な基礎的サービスを提供するという町の役割を果たし、また国や県に対し言うべきことは言うという態度は貫かれるべきであります。町民から集めた税金は、住民の福祉、暮らしを充実するために使うことを求めて、討論といたします。

次に、認定第3号 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

国民健康保険制度は、皆保険制度の根幹をなすもので、社会保障及び個人保健の向上に寄与するものとされ、国の運営責任を明確にした制度であります。

国保に加入するのは、農業や商業、非正規労働者、退職者、年金生活者など、国保加入世帯は低所得化が進んでいるのが実態となっております。

決算でも、課税対象となる前年所得は減少しております。国保加入世帯数は4,712世帯で、8,860人、滞納額は2億4,400万円に上り、国保税が高過ぎて、払いたくても払えない世帯がふえてきていることをあらわしていると思います。

国保税がいかに高いか、年所得200万円の4人家族で年間30万円から40万円の国保税は、生活を圧迫するものであります。国保税を払えない滞納を余儀なくされている人に対しては短期保険証を発行、人権無視の取り立て、差し押さえなども行われております。

町当局も、こうした状況の中で、税の割合が高いということは認識していると決算特別委員会で答弁しているように、決算でも高い国保税ということは認めているところがあります。

一般会計からの繰り入れを県平均並みにふやすとして、1人当たり1万2,601円の繰り入れとなりましたが、県下では26位の位置であり、さらに繰り入れを増額すべきと求めるものであります。

子育て世帯にとって国保の負担は重いものであり、国保税の引き下げを実現する方法として、18歳未満の均等割3万400円の軽減の実施を求めるものであります。

国保税の高騰が続いている要因は、国庫負担の削減であります。1984年の国保法改悪で、給付費に対する国庫負担を引き下げたのを皮切りに、国は国保に対する国の責任を次々と後退させてきました。その結果、国保会計の総収入に占める国庫負担の割合は半減しております。

さらに、社会保障と税の一体改革の一環として、国保の都道府県単位化が強力に推進されようとしております。国保を都道府県単位で運営させることで、国保税の範囲で提供される医療サービスに押し込まれることが狙われており、負担と給付を一体化させようというものであります。今でも高い国保税がさらに高い国保税になってしまいます。国保の広域化に反対するものであります。国民健康保険は、社会保障制度であり、これ以上の国保改悪を許さないことを主張し、討論とします。

次に、認定第4号 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

後期高齢者医療制度の実施から5年がたち、安倍内閣は、制度が定着をしたなどと言って、現代版うば捨て山と言われる制度の存続を図ろうとしております。

後期高齢者医療制度は、高齢者医療確保法に基づき、2008年4月から実施をされてきたものであります。75歳以上の人は、それまでの国保や健保から脱退させられ、後期高齢者医療制度に加入させられ、65歳以上75歳未満の障害者などを加え、年齢で区別する差別医療制度に追い込まれるものとなっております。

保険料は、それまで負担がなかった健保の被扶養者を初め低所得者で家族に扶養されている人も含めて全ての人が徴収をされ、しかも年金が月額1万5,000円以上の人は天引きとされてしまいます。

また、保険料は2年ごとに引き上げられ、特に愛知県は全国平均を上回る高い保険料で、1人当たりの平均月額保険料は、全国平均5,561円を大きく上回る6,684円で、全国で4番目に高いことが決算で明らかにされました。限度額も55万円に引き上げられ、30人が限度額いっぱいとなっております。医療費の伸びと75歳以上人口の伸びによって、保険料が引き上げられる仕組みであります。

この制度は、発足から廃止が求められ、自公政権が国民の怒りの前に政権から追われるきっかけともなったもので、そして民主党政権においては、制度の廃止を公約に掲げながらも、公約を破り、国民の厳しい審判を受けることになったものであります。

ことし9月5日、県下の被保険者約500人が、高齢者の生活はもう限界である。後期高齢者医療制度は廃止をと、保険料決定処分などに不服があるとして、愛知県後期高

齢者医療審査会に集団で審査請求をしました。このように、後期高齢者医療制度は、高齢者の生活を大きく圧迫するものとなってきております。

広域連合議会は、年2回、予算と決算を審議し、広域の議会とは名ばかりで、そのような中で、高齢者の命にかかわる医療制度が決められております。高齢者を年齢で差別し、高負担と、しかも住民の声が行き届かない医療制度は廃止すべきであると主張し、反対の立場を明らかにするものであります。

次に、認定第5号 平成24年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

2000年4月から始まった介護保険制度は、3年ごとの見直しがあり、第5期の1年目であります。段階別では、11段階に、保険料は、基準額で月額3,500円を3,800円に引き上げ、8.6%もの引き上げ率となった年であります。

また、改定介護保険法と新たな介護報酬が施行された年でもありますが、1年がたち、利用者は生活援助の時間削減、それまでの1時間が45分に短縮をされ、新たな利用制限で日常生活が脅かされております。新認定基準による非該当は12件、軽度化になったのは91件にも上ることが決算でも明らかであります。

介護事業所も、介護報酬の引き下げにより大きな打撃を受けており、介護現場からは、「これではやっていけない。施設職員のなり手がいない」と、視察のときにも声が出されました。困難を早急に打開するために改善を求める声が上がっております。

こうした声に耳を貸さず、そればかりか厚生労働省は、介護保険で要支援と認定された高齢者への保険給付を廃止する方針を打ち出し、市町村に任される新しい地域資源事業に丸投げする方針であります。

現在、幸田町の要支援者は215人、介護保険の保険給付として研修を受けた専門職による生活援助や通所デイサービスなどを利用しております。保険給付が廃止されたら、ボランティアなどを活用するなどの市町村事業に移され、こうすればサービスの切り捨てが予想されるものであります。高齢者の生活が崩壊する事態になりかねません。

さらに、厚労省は、一定以上の所得がある人の介護保険の自己負担を現在の1割から2割に引き上げるという改悪をし、2015年度からの実施を狙っております。現行では、65歳以上の高齢者は収入に関係なく一律1割の自己負担で介護サービスを利用できますが、負担増によって必要な介護を受けられない人が続出しかねません。まさに、介護外しであり、高齢者の尊厳と生活を壊すものと指摘できます。

住みなれた地域での暮らしを支えるはずの介護保険制度は、介護外しが進められ、施設介護から在宅介護へと家族介護を前提とし、基盤整備どころか「保険あって介護なし」と言われる状態に進んでいこうとしております。安心して介護が受けられる制度とはかけ離れてきてしまいます。保険料・利用料の減免制度の引き上げを求めて、討論いたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ここで、10分間休憩とします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時09分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

7番、池田久男君。

〔7番 池田久男君 登壇〕

○7番（池田久男君） おはようございます。

それでは、本定例会に上程されました全議案に対しまして賛成の立場から、私は特に第44号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第2号）に対しまして意見を述べて、討論に参加させていただきます。

初めに、20款民生費であります。

認知症高齢者グループホームの整備に対する交付金4,000万円の新規計上であります。介護福祉施設の充実整備は、家族に過度な負担をかけることなく安心して介護を任せられる身近な場所に施設の設置があることは、今後、ますます期待されてくるところでございます。介護福祉施設の需要は高まる一方だと思われますので、町におかれましても、助成措置等積極的な関与を期待します。

次に、35款農林水産業費であります。

道の駅において電気自動車の充電設備として192万円が計上されています。この設備については、町が設置して、運営管理につきましては、指定管理者である筆柿の里・幸田に委託するというものであります。

電気自動車の充電設備の普及については、まだ実証レベルではありますが、今後においては、次世代型の自動車充電インフラ整備が促進されてくるようでありますので、効率的に有効利用できるよう、環境整備にもぜひ努めていただけると確信しております。

また、新規就農総合支援事業補助金の追加もされます。若手就農者の就農後の定着が図られるよう、今後において営農への見守りと相談体制のさらなる充実をお願いいたします。

次に、40款商工費であります。

大井池周辺施設改修工事費の追加600万円であります。大井池休憩所の利用者の利便性の向上のため、トイレの改修に加え、一体的に休憩所の改修を行うというものであります。大井池周辺の観光客や健康の道の利用者の方々もかねてより望まれている事業でありますので、早期の予算執行をお願いしていくものであります。

45款土木費につきましては、道路整備事業として生活道路整備等工事費2,000万円の追加であります。

生活道路として住環境の改善につながる舗装・修繕が必要な箇所は、町内にはまだまだたくさん見受けられます。道路管理者として、交通事故などに向けた安全施設の整備に努める必要性から、地域の要望にも十分配慮いただくとともに、優先順位についても精査の上、早期の工事施工に取り組んでいただけるものと確信しております。

最後になりますが、55款の教育費であります。

教育施設整備基金への2億円の新規計上積み立てであります。学校施設やハピネス・ヒル・幸田の3施設などについては、改修・増設かつ修繕や耐震改修など多額の整

備費が必要と思われます。安心して楽しく学べる教育文化・スポーツ施設として充実した施設となるよう、今後、計画的に整備を進めていただくことを期待いたしまして、賛成討論を終わります。

〔7番 池田久男君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております各案件について順次討論をしておりますものですが、決算特別委員会でもお願いを申し上げましたように、少々時間を要しますので、よろしくお願いを申し上げます。

認定第1号 平成24年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

町長の予算編成方針は、本町の財政運営も、当分の間、税収の大幅な回復の見通しが立たない状況である。さらなる行財政改革に取り組むことで、効率的で効果的かつ持続可能な行財政運営を展開していかなければならないと厳しさを強調し、町民目線に立った事業の見える化だとして、事業仕分け2年目を実施をされました。

その事業仕分けとは、歳出削減を目的として事業仕分けを実施をすると町長が明言をしておりますように、事業仕分けは、行政水準とサービスを引き下げ、切り込み、その痛みを住民に押しつけるものであったことは、事業仕分けの結果が雄弁に物語っているものであります。

「財政が厳しい」「税収の回復の見込みが立たない」と嘆くことはしても、全国1,719団体のうち58%に当たる996市町村が大企業に税法で認められている適正課税、制限税率の14.7%を課税をし、幸田町でいけば、約5,000万円の新たな財源を生み出す、このことは答弁でも明らかにされていることであります。

大企業の社会的責任を問い、財源を確保している全国の996市町村、全国58%の都市が適法的に適正課税を実施をしていることに対して、大須賀町長は、我が町は物づくりを進めている。税率アップすると、町に企業進出が難しくなるなどの答弁をし、適正課税は実施をしない、新たな財源確保の考えはないとされております。過半数を超える自治体が適正課税を実施しております。その自治体には、企業進出がないとする暴論であります。適正課税を実施をし、財源確保と大企業の社会的責任を求めるべきでございます。

都市計画税は、税法に矛盾を持つ税制であります。土地と家屋の課税標準額が固定資産税の評価額となぜ同一なのか、この疑問には答えられておりません。合理的で説得的な説明ができないのが、都市計画税であります。二重課税であります。廃止されてしかるべきであります。

町税に係る滞納額は、生活の苦しさを反映をし、増加の一途をたどっておりますが、滞納したら、即、行き過ぎた税の取り立て、差し押さえ処分を優先する税務行政でいいのか。町税条例第65条は、固定資産税の減免規定であります。貧困により生活のために公私の扶助を受ける者は、その対象に挙げております。規定をいたしております。しかし、公私の扶助とは、その具体的な内容を問いただしても、答えられておりません。

規定があっても、具体的な事例に基づく減免を実施していない、その実態が浮き彫りにされてまいりました。

公私の扶助とは、具体的な内容を明確にし、減免を実施すべきであります。参考になるのが、国民健康保険税条例第23条の規定内容は、最低限実施をされてしかるべきであります。また、税条例の中に明記されるべき内容であります。

さらに、預貯金・給料の差し押さえに当たって、生活ができる範囲内での取り立て、このような答弁でございますが、それでは、生活ができる範囲とはどの範囲なのか。まさに、内容がなく、曖昧にされ、言葉だけがひとり歩きをし、行き過ぎた取り立てを正当化しているのではないかと指摘をするものであります。

国税庁の税務運営方針は、親切な対応として、給料や売掛金の差し押さえについて、「滞納者の生活の維持を前提とする」、このように記しております。そして、生活の維持とか、あるいは生活できる範囲だとか、どうにでも解釈できるような曖昧さではなくて、生活保護基準の6カ月分は差し押さえの対象から外すという基準をつくるべきでございます。

ことし1月4日の仕事始めで、町長は、幸田町は西三河で9市1町の町になった。1町になっても弱気にならず誇りを持って、職員を叱咤激励をするお話をされました。その言葉を町長自身に向けて検証をしたときに、1町でも住民の生活安定に寄与してきた祭壇貸付事業、最後の一人まで、その思いを忘れて廃止をされる、まさに誇りを捨てたものではないかと指摘をするものであります。

官民界協議手数料1件2,000円は、県下でも幸田町1町だけであります。理屈も通らぬ手数料は廃止せず、住民に押しつけ、暮らしの安定に必要な祭壇貸付事業は廃止をすると、まさにあべこべの町政ではないでしょうか。

さらに、未登記路線解消では、基本額2万円と権利者1人5,000円、1平方メートル当たり2,000円の報償金の支払いを通して、官民界を確定をし、町道路線の確定を図るものであります。この事業と官民界協議とどれほどの違いがあるのですか。いわれなき住民負担は固執せずに、廃止をすべきであります。

保育行政の実施児と私的契約児になぜ差別を持ち込み、改めようとししないのか。保育料の多子減免、2人目半額、3人目以降無料、なぜそれが実施児だけなのか。私的契約児も対象とし、その子が卒園するまで継続する施策を展開をすべきであります。

市町村振興協会交付金は、宝くじ販売収益を財源とし、愛知県の協会資金の基金残高は昨年度よりも7億円を積み増して、444億円であります。協会の収益は30億5,000万円、市町村への交付金は約28億8,000万円であります。振興協会は、基金を積み増しをし、その基金を市町村に貸し付けて利子稼ぎをすることが目的ではありません。市町村への交付金の交付率をアップさせる、その働きかけを強めるべきであります。

事業仕分けの目的は、歳出予算の削減にありと町長が明言をし、ポリシーなき仕分け人は、民業圧迫論を展開をし、シルバー人材センターをやり玉に上げたと思いきや、その舌の根も乾かぬうちに、歯科医、歯医者さんのよしあしはある。町の広報やホームページで、そのよしあしを公表せよと民業圧迫論を展開をする。さらに、民間がやらない

福祉事業を町がやるとするなら、お金を取れ。まさに、福祉は金もうけなりという認識を披瀝したのが、滋賀大学教授の事業仕分け人であります。

さらに、町長は、事業仕分けは住民の目線で事業の見える化だとしておりますが、その実態は、今、指摘したとおりであります。

その結果、行政水準を引き下げ、住民負担を押しつけたのが、事業仕分けではなかったのか。住民合意なき相見駅開業を迎え、駅前ロータリー部分に、先般、雨よけを148メートル、7,822万円投じて設置をいたしました。

一方、幸田駅南駐輪場は、雨ざらしのまま、風が吹けば転倒する吹きさらしの駐車場の実態、それはまさに町の政治の貧しさ、貧困を象徴するものだと指摘できます。6,000万円あれば、15列のシェルター設置の駐輪場は完成するものであります。早期に、町の政治の貧しさを解消すべきであります。

投票所の入場は、靴を脱がずに投票ができるように対応すべきであります。やれぬ、できぬのへ理屈並べは、靴などを脱ぐことの大変な有権者への思いやりのなさを物語るものであります。

名ばかり管理職という言葉がございます。名はあっても、実態はないということであり、それは、まさに企業立地課に当てはまる言葉であります。旧給食センター活用で、企業立地ありき、本社機能を持ってくる企業もあると、例によって町長のつつもたせ発言が続いたものであります。

さらに、その周辺住民の意思にはむかって、請願法で禁止をされている署名住民に、個々にその意思確認だとして関係地域に入り、住民から総反撃される。さらに、議員を使い走りに使って飲食の席に誘うなど、なりふり構わぬ振る舞いをされてまいりました。

そもそも、町長の言う企業立地とは何なのか、住民に町長みずからが知らしめた愚かな言動であります。企業立地とは、実践的な行動推進であります。しかし、現実には、デスクワークに埋没しているのが実態であります。名は体を示さずであります。企画政策課の一つのセクションで事足りるものだと指摘をするものであります。

軽度生活支援は、一直線に介護保険に移行しないための支援策であります。条件や制限を設けず、利用しやすい支援制度にすべきであります。福祉タクシー券とは別枠で、免許を持たぬ70歳以上の高齢者や免許証を返納した人に対してタクシー運賃助成をすべきであります。

幸田町政を特徴できることの一つに、借地行政がございます。前年度比で4,626平方メートル減少をし、218万5,000円の減であります。しかし、依然として14万2,000平方メートル、5,169万3,000円の借地料の支払いがございます。相手があるから、借地ができるものであります。借地解消は、相手があるから難しいなどでは、遠いかなたの課題でございます。目的意識的に取り組む姿勢が問われ続けるものであります。

さらに、町有地の地目が一致していない、不一致だ。なぜ改めないのか。相手があるんですか。相手はありません。改める意思があるかないか、誤りがあっても放置をする行政なのか。事なかれ、日暮れ腹減りの行政の最たるものであります。来年度決算で指摘をされないような取り組みを求めるものであります。

剪定枝のチップ化職場は、まさに劣悪の一言に尽きる職場環境にあります。トイレがない、休憩所もない、手洗い場もない。指摘されずとも、早々に改善をされてしかるべきであります。

直径13センチ以上の剪定枝、これを引き取り、薪割り機で処理できるようになりました。薪割り機の長さに合わせて切断するためのチェーンソーが必要不可欠であります。チェーンソーを購入し、事業の促進を図られるように手だてを求めるものであります。

町内には、66カ所のため池がございます。それほど多くない池にヒシの実が繁茂しております。青々としていた色は、今日、紫から枯草色へ、やがて枯れて底に沈み、春にはまた水面一面に繁茂する。池を管理するのは、土地改良区であります。土地改良区には、補助金を出し、農地・水保全管理事業で20の改良区に合わせて3,000万円の環境保全事業交付金が交付をされております。この交付金の活用を含めて、年1回以上、ヒシの実の駆除に取り組むように土地改良区をきちんと指導をすべきでございます。

住宅資金利子補給事業の決算年度の成果は、新規申し込みが119件と好評で、継続分を含めて932件、2,716万2,000円の利子補給をしたものでございます。この施策は、持ち家促進を図る、つまり定住化を促進するための施策であります。幸田町は、4戸に1戸が共同住宅のまちという実態にきちんと目を向けた定住化促進の政策の具体化ではないでしょうか。

しかし、大須賀町長は、定住化促進で安定した人口増のまちづくりではなくて、区画整理事業で地権者の土地利用を促進をする。つまり、宅地供給の区画整理事業ではなくて、共同住宅促進の区画整理を進めるに当たって、持ち家の促進、安定した定住化政策、これを決算年度で打ち切る、新規申し込みは受け付けないとする方針転換を容認するわけにはいかないものであります。継続実施をされるべきであります。

3地区、岩堀・六栗・里の区画整理事業は、地権者の仮同意につまづきを見せております。組合施行と言えども、その実態は幸田町が指導権を握り、町のいいように動かしていることに対する地権者の警戒心と疑心暗鬼がございます。説明責任を果たさず、曖昧にして事業を強行してきた今日までの組合施行の区画整理事業、その延長線上の3地区の事業化であります。地権者の納得と土地利用、まちづくり政策がばらばら、それは今後の問題を先延ばしをするものであります。

公用車18号、親切ダンプの故障、廃車処分ありきの業者の修理見積もりを必要にして十分な内部チェック、協議もせずに、担当課のみが公用車更新基準で判断をし、廃車処分を決めました。それを後追的に追認をする、事なかれとなれ合い行政の実態が明らかになりました。

そればかりか、担当職員が書類を持つ、その書類の意味もわからず、業者が求めるままに道路運送車両法による永久登録抹消をせずに一時抹消、登録抹消後、直ちに再登録ができる16条の一時抹消を委任をする委任状に町長印を押して渡す。そればかりか、譲渡証明書は、どのように使われる書類か、その意味を承知して渡したなら、それはまさに業者と一蓮託生の確信犯であります。知らぬで渡したならば、不作為の所業によって町に損害を与えたものであります。

親切ダンプの廃車以降、どのような経過をたどったかは、推して知るべきであります。

議会での答弁を裏づける記録や写真は、一切示されておりません。4月26日、名古屋のオークション会場に持ち込まれた親切ダンプ、スタート値が60万円で始まり、150万円で取引が成立をいたしました。さらに、8月2日、公用車18号、親切ダンプ購入を町内10業者による入札で、375万9,000円で購入を決めました。

つまり、廃車しなくてもいい親切ダンプをいとも簡単に廃車をするばかりか、廃車を即復活をさせるオークションに出して、150万円で取引が成立する。買わなくてもいい新車を375万9,000円で購入をする。合計515万9,000円の損害を幸田町に与えたのが親切ダンプにかかわる経過であります。

町長は、このような経過をたどったことを調査をし、責任の所在も明らかにして、議会に報告すると答弁をされておりますので、その経過を見守りますが、今回の経過は、見積もりは複数の業者からとること、新車購入に当たっては、あなた方は複数の業者に聞き取りをしております。修理は特定業者1社のみは、癒着と不明朗、疑念を生むものであります。複数の課でチェックをするダブルチェックの必要性は、町長も検討すると答弁であります。さらに、公用車の更新基準の見直しを進めるべきであります。

町の全ての財産は、町民共有の財産であります。その認識が極めて甘い、その認識さえも持ち合わせていない、その実態を示したのが親切ダンプの廃車処分と、その後の経過が示しております。町民の負託に応じて、職員が町民共有の財産を適切かつ適正に管理し、町民福祉の増進で活用する、その原則で、原点である自覚と認識が全くない。いとも簡単に必要にして十分な内部協議も経ずに、業者の言うがまま、なすがままに町民共有の財産を処分をし、その処分経過も、写真や書類、記録によって客観的に証明できるものは何も持ち合わせず、結果的に町に515万円余りの損害を与えたとの認識も自覚も持ち合わせておりません。職員の不作為によって町に損害をもたらしたものであり、町長は町にその損害を補償すべきであります。

町営住宅の家賃滞納が常態化していると、監査委員の指摘はどう受けとめられているのか。馬の耳に念仏か、対岸の火事的な対応かと厳しく問われるものであります。

町営神山住宅から提出をされた陳情書を、正副議長と正副議会運営委員長によって闇から闇に葬ろうとした画策、それは議会議員の存在価値と意義、存在理由が厳しく問われるものであります。

さらに、産業建設委員会と議会運営委員会が協議をし、合意を経てまとめ上げた町長への意見書を、議長が勝手な判断で、独断と偏見で町長に渡さず、担当部長でよとした行為、議長の政治的立場がどうであれ、議会の協議と結果に対する議長としてのあるまじき行為でございます。

神山住宅に関する状況の変化があるようです。町はどのように対処をし、入居者の不安の解消、平穏な暮らしの保障をどうされるのか、入居者にきちんと説明をすべきであります。日々不安にさらされている入居者の心情を理解すべきであります。

監査委員も指摘をする意見を述べておられるように、法的手段を迅速にとるべきであります。神山住宅とは別の形の町営住宅であります。

9月13日午前9時ごろ、芦谷の鳥居製材の作業場から出火、482平方メートル余りを全焼するという大きな火災が発生をし、放火の疑いとして調査中だとの報告がござ

いました。

この火災から何を学ぶべきか。その問題の一つに、防火水利、消火水利の確保でございます。火災現場の東、約200メートルに荻谷小学校がございます。この時期ですので、学校プールには水道水が張ってございます。非常時に学校など公共施設で一定の水量が確保されている施設について、その水を消火用として使用できるよう庁内協議をし、役立てて使う、このルールづくりをすべきだと提起をするものであります。

豊坂小学校全体をトイレ臭が包み、トイレ臭を解消する抜本的な対策を急ぐべきであります。学校は、避難所に指定されている施設であります。子どもたちだけでも問題がありますが、災害時の避難所としてトイレ臭が漂う避難所は、ストレスを与えるものであります。改善・改修の具体化を急ぐべきであります。

5年前のリーマンショックで一律10%カットした補助事業に、小・中学校の修学旅行費報償費がございます。小学生1人1,000円を1,500円に500円増は、カット前の水準に戻すものであります。中学生も1人1,500円を2,000円、500円増は、カット前の水準であります。小・中全体で38万7,500円で、水準を回復できるものであります。

その一方で、中学生の海外派遣は、少数の限られた生徒に派遣費用322万4,000円であります。海外派遣は、カット前の水準にいち早く回復をさせたのに、なぜ小・中学校の修学旅行費報償費は引き下げたままなのか、放置をするのか、カット前の水準に戻すべきであります。

ハピネス・ヒル、町民会館、図書館、町民プールの指定管理は、今期の管理期間を最後に、直営に戻すべきであります。とりもなおさず、図書館は指定管理者制度になじむものではないと、文部科学大臣、総務大臣が国会で答弁をしておりますように、指定管理者制度は賞味期限切れだということであります。少なくとも、来年度から図書館は直営に戻すべきであります。

指定管理に委ねている施設の修理・修繕に係る費用負担は、1件50万円以下は文振協、指定管理者負担という取り決めがございます。施設が設置されて以降、15年から17年が経過をし、修理・修繕の箇所がふえると同時に、その費用負担もふえております。1件50万円以下はそのままにしても、負担の総額は決めるべきであります。年500万円を上限とし、それ以上は町が負担する仕組みに改めるべきであります。

いわゆる埋蔵金1億2,800万円は、文振協と協議の上で、文振協の自己責任と自己判断で活用できる道筋をつくるべきであります。いわゆる埋蔵金を町が我のものだと言い張ることは、その経過に無理がございます。町がなぜそれにこだわるのか、どういう不安を持っているのか、それは金の切れ目が縁の切れ目、こういう次元の不安であります。指定管理者として管理委託をしたというのは、文振協の独立性を担保したものであります。独立性を認めながら、自己責任と自己判断は認めず、金縛りにする、大義名分が立たないものであります。文振協との話し合いを進めるべきであります。

文化は金もうけではございません。収益事業でもございません。自主事業を旺盛に展開をし、町民の文化を醸成する、その役割が町民会館にあります。貸館で金もうけをすればいいという手合いがいると聞きますが、貸館事業を主体にすればどうなるか。金も

うけに走れば、文化は廃れ、会館は寂れる。そのような状況は、近隣の会館事業、貸館主体の事業になり、市民から遠く離れている姿が雄弁に物語っているものであります。指定管理者制度は、賞味期限が過ぎたものであり、今期の指定管理を最後にして直営に戻し、とりあえず図書館は早急に直営に戻すことを重ねて提起するものであります。

決算議会を通して見えてきた大須賀町政をわかりやすく表現すれば、人事を尽くして天命を待つのではなくて、人事を尽くさず天罰下る太鼓持ち人事で組織運営は行き詰まっております。人事政策の名はあっても中身なし、名ばかり管理職、名ばかり人事の実態が、この決算議会を通して明らかにされてまいりました。

組織を肥大化すればするほど、組織は機能せず、てんでばらばら、頭でっかちで中身はいかばかりか。ちょっと見ての判断が支配的であり、住民目線という名で住民を見下し、上から目線で我は役人なりと、この感覚が大須賀町政のもとで急速に広がっていることを危惧をする。それは私一人だけではないんです。行政組織とその運営の原点・原則は、簡素で効率的な組織で、住民本位に運営することが基本であり、原則であります。いま一度、この原点・基本を客観的に、冷静に見詰め直すことを提起をするものであります。

次に、認定第7号 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 平成24年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、この2議案に共通することは、受益者負担金・分担金を徴収していることであります。

この事業のそもそもの受益とは何ですか、また受益はどのような性格を持つものなのか、何ひとつ説得的で合理的な説明もないままに、事業費の一部に充当するための負担金・負担金であり、違法性が裁判に争われてきた経過を持つのが負担金・分担金であります。

また、受益とは、特別な受益を受ける者に対して、受益の限度において負担をする限定的なものであります。しかし、集落排水事業も下水道事業も、その実現によってもたらせる受益は特別な受益ではなく、ごく一般的な受益であり、一般的な受益の実現が、この事業そもそもの目的であります。つまり、ごく一般的な受益、それもその受益の実現を目的にする事業に限定的とされる特別な受益など存在するものではございません。

さらに、負担金・分担金は、受益の限度において徴収をされるものであります。集落排水事業は、国・県補助金を除いた事業費の8%が負担金だというものであります。事業費充当財源が受益者負担金だというものであります。

下水道受益者負担金もしかりであります。土地1平方メートル当たり、市街地にあつては400円、調整区域で周辺集落と名づけて450円、なぜなのか。下水道の受益は、市街地であろうと、調整区域であろうと、その受益は同一でなければならないものであります。それが同一でないとして、強制徴収の対象とする下水道受益者負担金は、下水道事業の財源に充当するための負担金であつて、受益の限度においてではないということでもあります。

このように、受益者負担金も分担金も、事業費を賄うために充当する、そのためにつくられた受益であり、特別な受益ではないということを指摘するものであります。

認定第9号 平成24年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてであります。

以上3件に共通することは、使用料に消費税を転嫁してることです。もともと消費税は、自民党の公約違反の税制であります。その違反税制の消費税の税率を5%から8%へ来年4月から引き上げをたくらむ安倍内閣、デフレ不況脱却だとか、あるいは成長戦略だとか、アベノミクスだとか、この言葉だけがひとり歩きをし、国民の生活の実態から遠くかけ離れたところで消費増税が決められる、国民に押しつけられる、その増税が集落排水、下水道事業、水道料金に転嫁されてくることは、とても容認できるものではありません。消費税転嫁は廃止されてしかるべきであることを主張し、討論いたします。

[14番 伊藤宗次君 降壇]

○議長（大嶽 弘君） ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

---

再開 午前11時05分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

4番、鈴木君。

[4番 鈴木雅史君 登壇]

○4番（鈴木雅史君） 私は、認定第1号 平成24年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論に参加します。

平成24年度の一般会計の歳入は133億7,659万4,000円で、前年度対比10.1%の減で、歳出については126億1,199万7,000円で、前年度対比11.2%の減であります。

まず、歳入についてであります。税収の総額は75億1,703万1,000円でありましたが、これは対前年度比1.8%の減となりました。町民税全体では、税制の改正により3.5%の増収になりましたが、町民税法人分が、主要企業の業績が円高等により3.9%の減となっております。固定資産税の全体でも、家屋分の評価替えや設備投資の抑制などの要因により5.2%の減収であります。景気の先行きには、期待の持てる感触にはなってきましたが、かつての税収回復にはまだ至っておりません。引き続き、厳しい財政事情であります。税収を踏まえた予算規模を前提として、持続可能な秩序ある、さらなる行財政運営に努めざるを得ないと考えます。

歳出におきましては、相見駅の完成により、平成24年度分の歳出が大きく減ったことが主な要因で、前年度より16億円相当の歳出が減額されております。そうした中、大須賀町政は、計画的な事業推進を図るという考えのもと、新規事業にも取り込まれ、大きな事業として、防災行政無線のデジタル化、相見駅周辺整備として雨よけ、駐輪場の整備、道路の新設改良事業では、坂崎野場1号線などの道路整備工事を行ってまいりました。

また、彦左公園のバリアフリー化、休日保育事業、小学校教室に扇風機の設置などの

福祉政策や教育施設事業において各種基金の有効活用により、積極的な事業を展開されました。

各種福祉サービスや福祉手当の費用、中学校卒業までの子ども医療の無料化など扶助費の増加などの要因が経常的義務的経費に充てる割合を高めており、経常収支比率が過去3年間の中でも95.6%と最高となっております。

実質公債費比率については、起債の償還に積極的に努められ、9.4%と10%を切るようになりました。しかし、県内の自治体の中では高い数値となっております。今後、悪化しないような資金繰りが必要であります。

安全を第一に安心な暮らしを守るため、住民サービスの維持向上と財政の健全性のバランスとの両面に配慮され、未来を見据えた持続可能な住みよいまちの実現のため、さらに御尽力をいただくことを要望いたします。

以上を申し上げましたが、補正予算の議決後は速やかな執行に努めていただくことをお願いし、さらなる住民サービスの向上と安心・安全なまちづくりに一層努めていただくことをお願いして、全議案賛成の討論といたします。

〔4番 鈴木雅史君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 陳情第1号について、賛成の立場から討論に参加してまいります。

陳情第1号 最低賃金の引き上げ、公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書であります。

経団連が労働分野の規制・制度改革に政府が強いリーダーシップを発揮するよう求めた提言を公表いたしました。

現在の労働基準法では、明治時代の工場法の流れを酌んだもので、今の実態に合わないと言われ、労働時間規制の見直し、労働移動の基盤整備、職務や勤務地などを限定した正社員づくりと解雇の自由化などの実行を主張しております。雇用がますます不安定化することは明らかではないでしょうか。財界・大企業は、産業競争力強化のためとして、コスト削減や正規雇用の非正規への置きかえ、電気大手を中心とした工場閉鎖やリストラ計画、正社員に対する退職強要など、労働者へのしわ寄せを強めることで利益を確保し続けております。

雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は、2012年平均で35.2%と増加し続けています。年間平均賃金は、2000年の461万円から2011年には409万円と、実に52万円も減収となり、年収200万円以下の労働者は、2010年から2011年の1年間で29.9%から23.4%に増加をし、1,000万人を超えております。

今、切実に求められているのは、私ども日本共産党が提起している、大企業がため込んだ巨額の内部留保を賃金と雇用に還元させるため、非正規労働者の賃金、労働条件の改善と正社員化、最低賃金の引き上げ、中小企業と大企業の公正取引の実現、公務員賃金の引き下げ、生活保護基準の引き下げなどの政府による賃下げ促進策の中止をすることです。こうした政策を実施するとともに、解雇規制や長時間労働規制、均等待遇など、人間らしい暮らしを保障するルールを確立することです。

また、適正な競争で良質なサービスを実現し、労働条件の改善を目指す公契約条例は、野田市を初め7自治体が制定をしております。官製ワーキングプアをなくすためにも、働く人の権利を守り、生活の向上を図るのは大事ではないでしょうか。

この陳情項目は多岐にわたっていますが、陳情でも述べておるように、重点要望を酌み取り、この陳情に採択を求めるものとするものであります。

以上であります。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ほかに、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第39号議案 幸田町公共駐車場条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第39号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第40号議案 幸田町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第40号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第41号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第41号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第42号議案 財産の取得について（高規格救急自動車）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第42号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第43号議案 財産の取得について（高度救命処置用資機材）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第43号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第44号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第44号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第45号議案 平成25年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第45号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第46号議案 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第46号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第47号議案 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第47号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第48号議案 平成25年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第48号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第49号議案 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第49号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第50号議案 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第50号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第51号議案 平成25年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第51号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、認定議案第1号 平成24年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第1号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第2号 平成24年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第2号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第3号 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第3号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第4号 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第4号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第5号 平成24年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第5号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第6号 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第6号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第7号 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第7号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第8号 平成24年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第8号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第9号 平成24年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第9号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第1号 最低賃金の引き上げ、公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第1号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第2号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書に対する委員長の報告は採択であります。陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第2号は、採択することに決しました。



### 日程第3

○議長（大嶽 弘君） 日程第3、議員提出議案第1号 幸田町第6次総合計画策定特別委員会設置について、議員提出議案第2号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出について、議員提出議案第3号 道州制導入に断固反対する意見書（案）の提出について、以上3件を一括議題とします。提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、議員提出議案第1号 幸田町第6次総合計画策定特別委員会設置について、説明を求めます。

7番、池田久男君。

〔7番 池田久男君 登壇〕

○7番（池田久男君） 議員提出議案の朗読をもって説明といたします。

議員提出議案第1号 幸田町第6次総合計画策定特別委員会設置について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を下記のとおり、所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成25年9月27日

提出者	幸田町議会議員	池田 久男
賛成者	幸田町議会議員	笹野 康男
〃	〃	志賀 恒男
〃	〃	夏目 一成
〃	〃	内田 等
〃	〃	伊藤 宗次

提案理由

幸田町第6次総合計画策定調査のため、必要があるから。

幸田町第6次総合計画策定特別委員会設置に関する事項

- 1 委員会の名称 幸田町第6次総合計画策定特別委員会
- 2 委員の定数 15人
- 3 付議事件 幸田町第6次総合計画策定に関する事項
- 4 設置の期間 平成25年9月27日から付議事件の調査完了の日まで、閉会中も継続調査を行うものとする。

以上です。

〔7番 池田久男君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、議員提出議案第2号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出について説明を求めます。

13番、丸山千代子君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 議員提出議案第2号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出についてであります。

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出いたします。

平成25年9月27日

提出者	幸田町議会議員	丸山千代子
賛成者	幸田町議会議員	中根 秋男
〃	〃	都築 一三
〃	〃	池田 久男
〃	〃	浅井 武光

提案理由

定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める必要があるからであります。

内容につきまして朗読をさせていただきます。

定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、教育現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度、いじめ問題への対応など、教育課題に対応するための定数改善がされたものの、少人数学級のさらなる推進のための定数改善計画案が見送られたことにより、教職員定数増も見送られることとなった。少人数学級を行うことで、一人ひとりの子どもにきめ細やかな対応ができるという多くの声が聞かれるなか、子どもたちにこれまでも増してきめ細やかに対応するためには、今後、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法に規定されている。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであることに加え、本年度、子どもの自然減に準じた措置以上に義務教育費国庫負担金の削減も受け、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、平成26年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

愛知県額田郡幸田町議会

(提出先)

内閣総理大臣

内閣官房長官

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣 宛

以上です。

[13番 丸山千代子君 降壇]

○議長(大嶽 弘君) 次に、議員提出議案第3号 道州制導入に断固反対する意見書

(案)の提出について説明を求めます。

7番、池田久男君。

[7番 池田久男君 登壇]

○7番(池田久男君) 朗読をもって説明とさせていただきます。

議員提出議案第3号 道州制導入に断固反対する意見書(案)の提出について  
幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書(案)を所定の賛成者  
とともに連署し提出します。

平成25年9月27日

提出者	幸田町議会議員	池田	久男
賛成者	幸田町議会議員	笹野	康男
	〃	〃	志賀 恒男
	〃	〃	夏目 一成
	〃	〃	内田 等
	〃	〃	伊藤 宗次

提案理由

道州制の導入を断固阻止する必要があるから。  
内容につきましては、朗読をいたします。

道州制導入に断固反対する意見書(案)

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意より、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、参議院内閣委員会において閉会中審議となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信し

ている。

よって、我々幸田町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

愛知県額田郡幸田町議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣法第9条の第一順位指定大臣(副総理)

内閣官房長官

総務大臣(内閣府特命担当大臣 道州制担当) 宛

以上です。

[7番 池田久男君 降壇]

○議長(大嶽 弘君) 提案理由の説明は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩とします。

午後は、1時から会議を開きます。

休憩 午前11時40分

---

再開 午後 1時00分

○議長(大嶽 弘君) 休憩前に戻し、会議を再開します。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案3件について質疑を行います。

質疑は、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく  
お願いいたします。

初めに、議員提出議案第1号について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 質疑ありませんので、議員提出議案第1号の質疑を打ち切ります。

次に、議員提出議案第2号について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 質疑ありませんので、議員提出議案第2号の質疑を打ち切ります。

次に、議員提出議案第3号について質疑を許します。

8番、酒向弘康君。

○8番(酒向弘康君) 議員提出議案第3号 道州制導入に断固反対する意見書(案)の提出についてについて、提出者にお伺いをいたしたいと思います。

これまで国民の間で道州制導入について議論がなされてきて、今後、さらに深めていく必要があるという中で、その動向を見守り、注視していくことも重要だというふうに考えます。

この道州制が広く議論されているということは、その導入に当たって、よい点も悪い点もあるということだというふうに思います。今回提出された意見書（案）は、住民自治が悪化していくことばかりが強調されているように感じます。提出者として、道州制のメリット・デメリットをどのように捉えられておりますか、お聞きをいたしたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 道州制については、新しい国をつくり上げるということで導入されるに検討に当たっておりますが、導入の目的、道州制の基本的な性格、また基礎自治体のあり方など、まだまだ明確な姿を示しておられませんので、地方団体との真摯な議論を重ねて国民的な理解を得るのが不可欠だと思っております。道州制ばかりが先走りしているのではないかなと思っております。

その中で、ただいまの御質問のメリット・デメリットを私なりに解釈して、質疑に答えたいと思っております。

まず、メリットでございますが、国家戦略や危機管理に強い中央政府の確立ということです。外交とか防衛、これは国でしかできません。そのためには、今までどおり防衛、外交、その他について、国でできることは中央政府の確立ということで、強い中央政府の確立ができるのではないかと思います。

それと、もう1点、東京一極集中でございます。それが是正されるのではないかと思います。多様性のある国土の生活と文化が構築されるのではないかと思います。

メリットについては、以上2点でございます。

デメリットについては、やはり道州制によって地域間格差は是正されるかどうかでございます。今の大都市圏へ富の集中により、地域間格差はますます拡大しております。道州内の中心部と周辺部の格差拡大にもつながると予想されます。

また、地域間競争によって疲弊する地域へのセーフティネットは考慮されていません。選択と集中の論理による地域切り捨ての時代が到来するのではないかと思います。

次に、2点目でございますが、税財政はどうなるかということでございます。税財政をめぐる議論は先送りされておまして、町村の財源保障のあり方がまだまだ不透明でございます。国の責務の大部分も地方に移管される可能性があるのではないかと思います。将来的に、道州や、市町村によって社会保障、社会基盤の格差を生じてきまして、住民生活の混乱を招く可能性が大きいのではないかと思います。

また、道州制については、町村を合併・消滅に追い込んで、自治を衰退させるのではないかと思います。この件につきましては、基礎自治体に足り得ない小規模町村は、合併を強いられ、これまで町村で培われてきた自治は衰退するのではないかと思います。

都道府県を廃止して、人為的に道州という単位をつくっても、人々の誇りや愛着の単位とはなり得ないと思われま。

最後になりましたけれども、道州制は、国を弱体化させるのではないかと思います。各町村で営々と昔から培われてきた多様な暮らし、多様な自治の営みは消滅するのではないかと思います。

以上4点がデメリットの大きな問題であると思います。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 提出者から国の防衛・外交を国が専任できる、あるいは一極集中の解消等々、メリットもお聞かせをいただきましたが、その点からしますと、文中にあります「断固反対」というのは極端なような気もするわけなんです、その点についてはどうお考えか、お聞かせを願います。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 意見書にあります「断固」という言葉でございますけれども、私の解釈は、より明確な意思を表明する必要があるためということで解釈しております。きっぱりとか、ぶれない意思という、はっきりした意思を表明する必要があるということでございます。

ほかには他意はありません。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、議員提出議案第3号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議員提出議案3件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

初めに、議員提出議案第1号 幸田町第6次総合計画策定特別委員会設置についてを

原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第2号は、原案どおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号 道州制導入に断固反対する意見書（案）の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第3号は、原案どおり可決されました。



#### 日程第4

○議長（大嶽 弘君） 日程第4、第52号議案 訴えの提起について、第53号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第3号）、以上2件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

第52号議案 訴えの提起についてでございます。

提案理由といたしましては、「町営神山住宅の明け渡し等の請求に関する訴えの提起に伴い必要があるから」であります。

2ページをごらんいただきたいと思いますけれども、訴えの趣旨は、一つ目は、相手方に対し、町営神山住宅の明け渡しを求める。

二つ目といたしまして、相手方に対し損害金の支払いを求める。

3番目といたしまして、相手方に対し訴訟費用の負担を求める。

以上のものでございます。

当事者といたしましては、原告となるべき者は、幸田町代表者幸田町長の大須賀一誠でございます。

被告となるべき者は、幸田町大字高力字神山35番地町営神山住宅C棟306号室、

河合紀幸でございます。

なお、本件に関する取り扱いにつきましては、訴訟代理人弁護士に一任するものでございます。

事件の要旨といたしましては、相手方である河合紀幸33歳は、平成23年1月20日に町営神山住宅に入居して以来、家賃の滞納及び周辺住民への迷惑行為を繰り返しております。

今回は、家賃滞納が4カ月以上となりましたので、7月25日に停止条件付きの催告書兼解除通知書による催告を行ったところ、期限内に支払いしなかったため、8月2日をもって町営住宅の賃貸借契約を解除いたしております。

その相手方に対し住宅の明け渡しをするよう再三再四行いましたが、履行されなかったため、9月4日に文書にて町営住宅の明け渡し請求をいたしました。

しかし、相手方は不法占拠となるも入居し続け、住宅を明け渡す様子もないため、このたび相手方に対し、町営神山住宅の明け渡しを求める訴えを名古屋地方裁判所岡崎支部に提起するものでございます。

家賃滞納につきましては、9月13日に連帯保証人から納付されておりますが、期限内ではなく、契約解除後であること、また町営神山住宅の自治会長から6月6日付で提出された陳情書にもありますとおり、周辺住民への迷惑行為があり、退去者が出るなどの反社会的行為も確認されております。そのため、相手方に対する幸田町と信頼関係は崩壊していることから、厳正なる対処をもって明け渡し請求していくものでございます。

なお、相手方に対して契約解除後から明け渡しまでの不法占拠に伴う損害金や訴訟費用の負担を合わせて求めるものでありますので、よろしく願いをいたします。

議案関係資料は、1ページから3ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

続きまして、補正予算関係について説明をいたします。

別冊となっております補正予算関係でございます。ごらんいただきたいと存じます。

第53号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補正予算書1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ124億9,533万4,000円とするものでございます。

追加にて補正予算を提出いただきました理由は、町営神山住宅の明け渡し等の請求に関する訴えの提起について必要があるためでございます。

それでは、まず歳入につきまして、補正予算説明書8ページ、9ページをごらんいただきたいと存じます。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を200万円追加し、財源調整をするものでございます。

続きまして、歳出でございますけれども、10ページから11ページをごらんいただきたいと存じます。

15款の総務費、10項総務管理費につきましては、訴訟弁護士費用200万円を追

加するものであります。その主な内容につきましては、着手金、訴訟の印紙代、保全処分保証費等であります。

議案関係資料につきましては、4ページを御参照いただきたいと思います。

以上が平成25年度幸田町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。

単行議案1件、補正予算1件でございますけれども、提案理由の説明をさせていただきました。御審議の上、全議案可決・承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

まず、第52号議案の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） この訴えの提起は遅きに失した感がございます。昨年の12月の暮れに町長名で、町営住宅全ての人たちに入居者についての資料が配布されて、その中で迷惑行為やら、あるいは家賃滞納にかかわる町営住宅明け渡しについてという条例の写し及びそれに関係する資料が配られた。配られたけれども、それ以降、基本的に何もされてこなかったという問題が指摘できます。

この経過について、今ここでの述べるつもりはございませんが、しかし要は、入居者の平穏な暮らしが脅かされているとき、町営住宅の設置者、管理者たる幸田町の行動というのは、極めて腰が重いというのが指摘できるかと思えます。

そこで、まずこの関係資料の1ページで、3の迷惑行為の実態の訴えの前の3行目、平成25年9月4日に文書にて町営住宅の明け渡しを請求したというふうにあります。この明け渡しにかかわる文書の提出を資料として求めるものでありますが、出していたかどうか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 明け渡しの9月4日に請求を行っております。この関係については、提出は可能でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 提出をされるということですね。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長、もう一度答弁をお願いします。

建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 提出は可能でございますので、提出いたします。

○議長（大嶽 弘君） 提出可能というふうに聞きましたが、建設部長、それでよろしいですか。

建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 提出いたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 可能とか、提出してくれるかどうかという問いなもの、提出できるならできる、しまずと言えがいい。可能でございますなんて、格好つけんでもいいということが言える。

それから、もう一つは、この文書の中で、初めのほうのくだりですが、24年4月より11カ月分の滞納家賃が支払われましたよということですが、この24年の4月から11カ月ということになりますと、25年の2月ということになりますよね、この11カ月分というのは。ということは、25年の3月以降、今日までの支払いがどうなってるのかということだと思います。

これでいきますと、滞納家賃が4カ月となった25年7月25日に督促を行ったよということで、行ったけれども、納入がなかった、支払いがなかったことによって、契約解除になったよということですが、そういう流れの中で、11カ月分の25年の2月以降の問題については幾らで、いつ支払われたのか、この点について説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 25年の3月以降からの家賃が滞納されているということで、それが4カ月を超えたということでございますけれども、それが契約解除されるまで、8月1日まででございますけれども、その額が12万1,277円となっております。この額がその期限内に支払われなかったということで契約を解除したわけでございますけれども、その後、9月13日に、これは本人ではないんですけれども、連帯保証人が納付した、その額が同じ額、12万1,277円ということになってございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、25年の3月以降8月分までの12万1,277円の支払いがございましたよということですが、この支払いについて、あなた方は受領するんですか、あるいは収納でもいいんですが、受領するのでも収納でもいいんですが、するに当たって、弁護士と相談されましたか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） これにつきまして、受領については、顧問弁護士である村越弁護士に相談し、この受領については、請求どおり、もちろん期限を超えておるということでございますけれども、受け取るという形で確認を取った上で受け取ってございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） なぜ私がそれを聞くかということですが、結局、相手方は、きょう議決がされて、結果として恐らく提訴という形になると思うんですが、そうしたときに、相手方は弁護士を立てるかどうか。例えば立てた場合、今、あなたの言われた顧問弁護士と相談をして受領することになりましたよという判断があるわけですよ。ですから、その判断について、今、お伺いしたわけですが、相手方は、民事ですから、弁護士は立てなくても十分できるんですよ。刑事だと、国選弁護人を含めて必ず立てないかんということになるわけですが、民事ですから、弁護士を立てなくても応訴はできるわけなんです。見通しとしては、あるいは状況としては、相手方は弁護士を立てられますか、どうですか、どういうふうに見ておられますか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 相手方が弁護士を立てるかどうか、もちろん国選はできないものですから、民事ですので、基本、立てるかどうかということでございますけれども、これは私どももはっきり断言、見通しもつかないわけでございますけれども、一般的な事例で申し上げますと、こういった明け渡しに対して明け渡しを請求された側、町営住宅・公営住宅入居者側が弁護士を立てて訴えてくるという事例はそうはないというふうに聞いておりますので、弁護士にも確認しましたところ、相手方に弁護士がつくというのは恐らくないのではないかと、これはあくまでも見通しでございますけれども、考えておる状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 相手方はちょっと無理だろうなということですが、例えばの問題で、相手方が弁護士を立てたといった仮定でお話をすると、先ほど申し上げた滞納分については、弁護士と相談をして滞納分は受領しましたよと、こういう判断について、相手方の弁護士がこの対応の仕方について追及してくる可能性があるんですよ。

そうしたときに、あなた方が、これは弁護士と相談する中で、幸田町が受領、あるいは収納するのではなくて、法務局に供託をする、こういう選択の問題、相手方と、相手方というのは、幸田町の顧問弁護士と受領の方法について幸田町が直接収納するのか、あるいは法務局に供託するのか、そういう問題について協議をされましたか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、受領に当たって、供託という選択肢というのは、正直申し上げて、その弁護士の話題の中にはありませんでした。

ただ、我々の考える中で供託という形は、通常一般的には、いわゆる訴訟の状態になり、例えば家賃の供託をされるという事例は、例えば高額家賃を請求されて、その一部を供託して、相手が、貸し主が、公営住宅側が受け取らないから、それを供託するというふうなことは考えられますけれども、今、このような形で、我々は家賃を請求し、そのように期限内に支払ってくださいというふうな請求をしている状態でございますので、それは供託という選択肢にはないように考えております。

ただ、実際に供託された場合も、速やかにその供託を払い戻す形をとらないといけないのではないかと、いうふうに考えています。

というのは、今、相手方に8月1日までの部分で家賃の支払いを請求しているわけでございますので、その後の損害金については訴訟で訴えるわけでございますので、今、納められた家賃、これは退去されても、転出されてももちろんそうですけれども、それについては公営住宅側としては受け取る必要があるわけですので、ほかの事例でもございませぬけれども、他市の事例でございませぬけれども、万一、ある程度の供託がされた場合でも、これは速やかに、いわゆる家賃として受け取るという形のもの。その後、訴訟になったときに、相手方がもし弁護士を立てて供託をするということになった場合は、この供託金については、訴訟中ですので、もちろん弁護士と相談しますが、通常の事例ですと、これは損害金として受け取るとか、いわゆる供託金を受け取る側としては、何々として受け取るという前提条件をしっかりと明記した上で受け取るという形になるか

と思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうもあなたとの関係がすれ違つとるわけですが、要は、この受け取った供託金、受け取りの前提の話をしとるんですよ。あなたの言うのは、幸田町が受け取りを拒否をしたと。拒否をした場合、相手側が法務局に供託をする。そのことによって、権利の継承をすることなんですよ。権利の継承をされる。幸田町が受け取らなかつたら、しょうがないな、受け取らないやつはそれでいいわということになれば、その時点で権利の継承は中断をされるわけです。

しかし、私が申し上げたのは、そうじゃなくて、相手方は金を払うよといったときに、その支払いをあなた方がよっしゃと言ってやったときに、不法行為の追認行為につながるんです。不法行為を受け取ることによって追認をするというのは、今後の公判を維持するについては非常に不利な状況が生まれてくるのではないかと、こういうことを私は懸念をして、顧問弁護士と相談をされたかということをお伺いしたわけでありませう。

これ以上、じゃあ供託がどうだとかこうだとかという議論をしたって、何も生まれてこない。生まれてこないから、そういう懸念についてあなた方は認識があったかどうかということの確認をしたということでありませう。

それから、これについては委員会で議論をしたような記憶をしとるわけですが、幸田町の顧問弁護士、今、3人おるといふふうに聞いておるんですわ。私は2人だと思つたら、担当のほうは3人だと言うもんだ。1人、2人はわかる。3人目はわからんもんで、まずそこから、3人のうち1人は、今、お名前も出ました。村越 健弁護士ですが、それ以外、誰と誰とお見えですか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 顧問弁護士の契約につきましては、私ども総務部で行っております。今年度25年4月1日から26年3月31日までの契約の相手方につきましては、弁護士 山崎浩司氏、それともう一法人は、弁護士法人愛知しらかば法律事務所となっておりますので、その中に弁護士さんが何人かお見えになるわけですが、契約の相手方としては2契約という形になっております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） わかりました。

要は、その事務所に2人、3人おろうと、事務所一つという形でいけば、2カ所という理解です。

そうしたときに、要は、幸田町の顧問弁護士を大いに活用するのは結構です。しかし、顧問弁護士については、いろいろな問題がございますということも含めて、例えば町民会館の用地の関係、二審の高裁への関係は、幸田町は顧問弁護士ではなくて、県の町村会の顧問弁護士という形で、私どももいろんな手法を駆使して相手方と対応すべきだというようなことも申し上げてきたという点からいくと、私は幸田町の顧問弁護士もそうですが、愛知県町村会の顧問弁護士というところも相談をしながら、幸田町の顧問弁護士だけという選択肢ではなくて、県の顧問弁護士、いわゆる町村会の顧問弁護士ということも私は選択の中に入れるべきだと。まだお決めになっていないはずなんですよ。

そういう点でいけば、どうされるのか。私はそうしたことも含めていくなれば、もう少し選択の幅があっていいじゃないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、議員の言われるとおり、町村会の顧問弁護士、これについても8月9日に町村会のほうへ出向きまして、所管課のほうですけれども、これは鈴木 勉弁護士ということで、今年度は町村会顧問弁護士は鈴木弁護士をお願いしているわけですけれども、その方にも相談しております。

その内容につきましては、実際、今、村越弁護士が行う、いわゆる賃貸借なり民法に基づく解約、契約解除、こういったものの流れで、その滞納を前提とした明け渡し請求という形のものを取り組むということに対しては、この鈴木弁護士も同じ見解でございました。

実質、町に顧問弁護士で村越先生がいらっしゃるのであれば、そちらのほうにというのが鈴木先生のコメントでございました。

その後、先ほど申し上げたように、家賃が支払われて、私どもが受け取っておりますので、その辺についても、この鈴木町村会の弁護士にも、電話でございまして、確認させていただき、村越先生の言うとおり、そのような受け取りは全然問題ないと。逆に、期限内ではないというところが一つの争点になってくるわけですので、契約解除についても適切に解除されたというような考え方もございますので、そういった前に議員が言われたように、セカンドオピニオンというか、そういった部分もしっかり確認し、またほかの顧問弁護士、例えば山崎弁護士とか、先ほど総務部長がお答えしております、今、顧問弁護士もう1名ございます。また、ほかにも実は法律相談で町がお願いしております杉本弁護士という方がいらっしゃいます。この方も、いわゆる家賃滞納とか、明け渡しとか、そういったものも詳しい方でございますので、そういった方にもセカンドオピニオンとしてお聞きしましたところ、今の村越先生の取り組み、これが一番妥当な方法ではないかというふうにコメントをいただきましたので、この辺は、もちろん今までの流れとしては、こういう形で行きますけれども、今後とも、そういったほかの弁護士にもコメントを求める部分はやっていきたいと思っておりますが、ただこれは弁護士倫理の中で、いわゆる委任状をお願いした場合は、やはりその先生の考え方がございますので、その考え方を基本争点・戦略として、訴訟の中での仕事になりますので、その辺は村越先生をお願いしていくというような形をとりながら、コメントもある程度いただきながら、並行して進めていきたいと考えておるものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私が今お聞きしたときに、町の顧問弁護士であるということと、あなたの答弁の頭の中には、委任する相手は村越さんだよと、こういうのがどうもこびりついている。

そうした中で、吉良の仁吉の世界かなと。つまり、義理と人情に絡まれてどうも判断をされておられる。弁護士間も、お互いの商売ということで、幸田町が口に出したか出さないかは別にして、村越弁護士を委任相手として考えておりますが、皆さん、お考えを聞かせてくださいと言ったら、物言うわけねえじゃないか。

そういうことも含めていくと、義理と人情の世界にしがらみがあるかなということと、もう一つは、安易に考えておられる。

先ほどの中で、こうした家賃の滞納と明け渡し請求について相手方が弁護士を立ててくる例は少ないだろうと、こういう見通しのもとでお話をされているなど、私はそういうふう理解をいたしました。

話を進めます。

3 ページに、今後の流れが書いてあります。

後段で、議会の議決、つまりきょうの9月27日以降ですが、町営住宅明け渡し請求はいつごろ提起をされるのかということが一つと、それからもう一つは、こうした事例については、よほどの大きな争い事がない限り、一定期間で判決を出すというルールもあるというふうにお聞きをしております。そうしたことも含めていくなれば、いつ訴訟を起こされて、そしてどのぐらいの見通しを立てておられるのか、答弁が聞きたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 先ほどの答弁の補足になりますけれども、今、村越弁護士に相談している。それと、実は愛知県の公営住宅課にも相談し、こういった事例について相談している状況でございますけれども、たまたま刈谷市さんが同じような形で明け渡し訴訟をする中で、弁護士が村越先生が行っているということで、実際のところ、刈谷市のほうへ、今の状況はどうですかということで確認しましたところ、刈谷市としては、これも私が申し上げると何かいけないのかもしれませんが、刈谷市の言ったことを忠実に申し上げますと、こういった明け渡しで、いわゆる民事訴訟として民法等、いわゆる借地借家法の関係で行われる部分については、村越先生の実績はかなりあると。ここ5年間は、ほかの弁護士にもお願いした経過もあるんですけども、結果的に村越先生にお願いしているというような状況がございます。そういった面も、これは側面的な情報でございますけれども、そういったのを把握した上で、私どももそういった方向性でどうかという考え方を持っておるという状況でございます。

済みません、じゃあ中身として、訴訟については、いつ提訴するかということでございますけれども、この手続につきましては、この議会で可決いただきましたら、速やかに提訴をしていきたいわけでございますけれども、いかんせん相手方につきましては、いろんな面で、迷惑行為とか、予想のつかない、先ほど申し上げたような、弁護士を立てるとか、いろんな面があるかもしれません。

それと、明け渡しをするということで、ほかの者に明け渡したりする可能性もある。率直に申し上げますと、本人は明け渡しているけれども、実はほかの者が居座るというふうなこともあり得るということから、訴訟を訴える前、前段に保全処分という、いわゆる占有移転の禁止の仮処分という、仮処分をまず行いまして、それから本訴に入るといことで、この仮処分が1週間程度かかると思いますので、そういった面で、執行官による仮処分でございますけれども、いわゆる町営住宅のこの部屋については保全をする、保全処分という行為を行って、それから本訴に入るといことで、もちろんこれは議決後速やかにやっていきたいものですから、10月上旬にはその本訴に入っていきたいというふう考えております。

それと、2点目の質問の、ある一定の期間にこういったものが判決まで、また強制執行、こういったものまで流れとしてあるかというふうな御質問でございますけれども、期間的には、我々も、弁護士も含めて、今の刈谷市の事例も含めて、明確にいつまでをというものはございません。長くて10カ月ぐらいかかるのではないかと、また早ければ3カ月ぐらいでということもあり得るわけですが、これにつきましては、全くやってみないとわからないという状況でございます、今、議員の言われるような、ある一定の目安というのは私どもは把握していないという状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 仮処分ということだけで言うならば、議会の議決は対象外ですよ。けど、こうした形の中で議会の議決を求めて訴訟の提起をされるという点ですから、仮処分であれば、可及的速やかという言葉は余り好きじゃないけれども、週明け早々には仮処分の申請はできる。その申請をした中で、今で行きますと、10月上旬、週がどういうふうな組み立てになっているか知りませんが、その第1週ぐらいにはやれるだろうということと10カ月以内ということで、そうした中で、今出てきているのは、滞納した家賃の問題を解消するというのと、もう一つは損害賠償というのがありましたよね。損害賠償はどこら辺までやっていくのか。あなた方自身も、あなた方と言うよりも、部長自身もフェンスが壊されたという問題がございます。通常、平常な明け渡しでいきますと、畳とか壁紙とか、通常的生活範囲を超えた場合の明け渡しに当たっての入居者の負担というのはあるわけで、それ以外の負担というのは、いわゆる損害にかかわる問題という点で、どんなふうにもその損害を理解してつかんでおられるのか。

これは、入居者の皆さんがよく知ってるですよ。あいつ、壊しやがった。フェンス壊しやがった。間仕切りはあらへんというようなことも具体的に指摘をされておりますが、そうした損害の確定についてはどういう内容で進められていきますか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 損害金の請求につきましては、先ほど議員の言われたとおり、器物破損とか、いろんな面での損害があるわけでございますけれども、この訴訟の提起として考えておるのは、いわゆる公営住宅法に基づく、訴訟のものは民法なり借地借家法でございますけれども、特別法である公営住宅法、これが優先されますので、公営住宅法の第32条による迷惑行為、これに伴う明け渡し請求を行った場合に損害金を請求できるという規定が公営住宅法にございます。その公営住宅法の第32条の4項に基づく損害金を求めると。

この損害金につきましては、これも幸田町の町営住宅条例の第43条の4項にございますけれども、いわゆる近傍同士の家賃、近くのアパートなり、賃貸借住宅同士の家賃の2倍相当以内を損害金として請求できるという規定がございます。それに基づいて、この損害金を請求していこうと。

今、議員言われるような、それ以外の中身についての損害金、そういったものはこの提訴の中には、今後の訴訟の動きによってどうなるかわかりませんが、今、法律で許されている損害金としての部分をしっかり前面に出しながら提訴していきたいと考えておる状況でございます。

もちろん、これは判決によって、その2倍が、2倍以内ということになっていますので、それがどのような判決になるかというのは、これも定かではございませんけれども、そういった形で考えている状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 提訴するに当たって必要にして十分な精査の上で損害を請求しなきゃいかんわけなんで、公判を通じてあれもこれもと出して、裁判官がうまく心証を理解してと、そんなことはあらへんで、そんなものは柳の下にドジョウはおらんわけなんで、それはテレビドラマの半沢直樹じゃねえんだよ。2倍返しだなんていうのが今最近流行のようですが、そうしたことも含めて、私はきちっと対処していただきたいということと、もう一つは、神山住宅だけじゃないですよ。

この9月定例会に全員の方に配付をされた会期日程表という冊子がございます。その16、17ページに監査委員の定期監査報告書が載っております。その定期監査報告書17ページにあるわけです。深溝住宅、住宅使用料の滞納について、滞納が常態化している世帯の割合が高い。滞納整理に係る体制を見直し、法的措置を初めとした新たな方策の検討が必要であると。もう第2、第3の、事例とか具体的な内容は違いますけれども、もちろんそれは内容によってしんしゃくしなきゃいかんということですが、滞納が常態化している、その常態化しているのもう特定されてきている。しかも、長期にわたるんだと。どうするんだというのが監査委員の指摘なんです。

そうしたときに、目の前の現象一つ一つをやったってもうあかん。一つは、やっぱり今の町政の中に、臭い物にはふたをしようと、もう一つは、なれ合いで、まあまあまあと、それともう一つは、これは根幹にかかわる問題ですが、公営住宅というものは福祉施策の中の重要な柱だと。ですから、福祉施策に余り厳しくというのは、私も好きじゃない。しかし、ごね得やごり押しが通っていくというのは、これはやっぱり直していかないかんという点からいくと、この監査委員の指摘の問題については、それは部長が答弁するというよりも、町長、あなたどうされるんですか。こういう監査委員の指摘がされてきたと、もう常態化しとるじゃないかと、打つべき手は打てとといったときに、馬耳東風でございますよということなのかどうなのか、答弁を求めます。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 済みません、先に私のほうで事務的な部分での答弁をさせていただきたいと思いますが、この滞納については、監査で指摘がございましたように、特に深溝住宅が経過もございまして、高額での滞納の方が多くいらっしゃるということで、その部分での指摘をいただきました。

実際に公営住宅全体で120戸あるわけですが、そのうち、いわゆる滞納、1カ月からもちろん滞納となってきますので、その方というのは、4軒に1軒は滞納の状況が発生しております。29軒ほど滞納が出ています。ただ、これは1カ月、2カ月、3カ月については、適切な指導を行いながら少なくしていくわけですが、どうしても高額な滞納者というのは、それこそ20万円を超えるような滞納の方は、やはり深溝住宅に数名いらっしゃいます。

その辺でありますので、こういった方たちへの指導は、随時行っております。督促も、

今回、この提訴をするわけですが、もちろんほかの方たちに対しても、ほかの入居者に対しても、請求なり、明け渡しという手段もごございますよという請求をしながら行っておりますが、この訴訟の相手のような払う意思がない、払うとしても保証人が払っているというような状況ではなく、本人が少なくとも払う意思を持っておるといところから、その生活指導を含めて返済計画を出させて、それで、今、所管課のほうで個別に指導をしているという状況でございまして、これについては監査の指摘を受けて、より厳密にこういったものをしっかり指導していきたいと思っております。

この提訴とか、そういった部分に踏み込んでいくかどうかということについては、今のところもちろんこれは宣言はするわけですが、実際に提訴するかということについては、また内部での検討の中でございますが、まずは生活指導、いわゆる返済計画、こういったものをしっかり組ませて、今の多額な滞納者に対しても、少しずつでもやっぱり支払うという意思をしっかりと出していきながら、公営住宅法の第1条にある福祉目的にもある低廉な家賃で、またそういった部分での趣旨も生かしながら取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） ただいま建設部長が詳細に話をしてくれましたんですけども、町営住宅そもそもは、低所得者ということの対策でつくられたものだというふうに思っております。その中で、大変、世の中が厳しい状況の中で、すんなりとお支払いできないという方につきましては、先ほどいろいろ対策を兼ねて払っていただくような御指導をしていくというふうに思っております。

今回の場合のように、滞納処理だけではなくて、近隣の皆さん方に住居環境が悪くなるような行為をされたということも、一つの今回の対応でございます。これも、伊藤議員、十分承知の上で前回は協議会をやっていたというふうに思っておりますので、全体の町営住宅につきましても、さらによく、監査委員からお話がありましたように、調査をして対応してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 部長、町長の答弁をいただきました。基本的には、公式論の域を出ていないということです。

したがって、監査委員が常態化しとるんだと。その上で、法的措置を含めてきちっと対処せよというものの重みというものはしっかりと受けとめていただくことを求めておきます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ほかにございせんか。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この問題につきましては、議会運営委員会並びに産業建設委員会等の協議、あるいは陳情が出されたことによって協議会や調査会を経て、このような形になったわけではありますが、そこで一つお聞きをしたいわけでございます。

この神山住宅の自治会が陳情を出してきたということで、資料も配られました。そういう中で、入居者が反社会的な行為や日常生活を脅かす、こういうのはもつてのほかで、

当然の措置ではなかろうかというふうに思うわけではありますが、そもそもの根本問題からちょっとお聞きしたいというふうに思いますが、この入居者について言えば、障害者ということで単身入居ということをお聞きをしたことがございますけれども、これには相違ないかということでございます。

そういう場合、この訴訟に対して心証がどうなるかという、そういう問題で、当局はどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この入居者につきましては、入居の際に身体障害者第2級ということで申請、障害者手帳も所持しているということで、所得についても障害者としての上限以下という形でのもの、また同居要件も求めないということになりますので、そういった面での単身も可能だという中で、入居を行っているという状況でございます。

2点目の、やはりこういった身体障害者を相手に訴訟を起こすというのは、やはり心証を害するという部分は随分私どもも心配しておりまして、これも弁護士と相談しながら、今の部分につきましては、陳情書とか、いろんな入居者からの情報を得た上で、これについてはやはり迷惑行為であると。

それと、障害者手帳そのものも疑わしいというような陳情書にも書いてございますけれども、そういった面でも、やはり障害者であるからここは訴えることができないということではなく、今までの積み重なる、そういった迷惑行為、またこれは理解できない反社会的行為、また奇行的な部分もございまして、そういった部分からしても、やはりこれは訴える形であると。

これが訴訟の中でどのように判断されるかというのは私どももわかりませんが、くれぐれもそういった家賃滞納という支払い期限を過ぎた解約の中で不法占拠している中での訴訟でございますけれども、その背景、我々はその家賃滞納額を支払われたけれども、受け取ったけれども、期限内に支払われていないから和解はしない、いわゆる訴訟に踏み込むというふうな考え方でもって提訴していきますので、そういった面では、これは訴訟の中でしっかり訴える部分として示していきたいと考えておりますので、これにつきまして、先ほど議員の言われるような懸念はございますが、それを払拭するような、ある程度の証拠を持って示していきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 住民のほうから身障の手帳も疑わしいと、こういうような懸念が出るということが出ているということは、そもそもこの町の入居に当たっての申請等の扱いがどうだったかということにもつながりかねないものではなかろうかなというふうに思うわけであります。

そうした点で、町の落ち度や、あるいはこの入居するに当たっての選定基準、このようなことで、やはりきちっとした対応というのが求められる一つの教訓になるのではなかろうかなというふうに思うわけであります。

また、この本来なら岡崎から幸田に、言い方は悪いんですけども、流れてきたと。そういうような形で入居したということになって、周りの人たちに迷惑行為をかけてきているという、こういう点で、今の流れになったわけでございますけれども、その辺が、

やはりきちっとした対応をしていていただくべきではなかろうかなというふうに思うわけであります。先ほど部長が言われましたように、その辺の対応はきちっとしていただきたいということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 先ほど私が答弁させていただいたのも、陳情書にそのように書いてございますので、それを紹介させていただいた部分でございます。これが裁判の中で、障害者の再審査を求めるとか、そういったようなことは今のところ想定しておりませんが、展開によってはということがあるかもしれませんが、基本的なところでは、そういった部分は、ある一つのそういった迷惑行為とか、いろんな本人の証言的な部分があやふやな部分、こういったものの事例として紹介させていただきました。

それと、入居の時点で、23年の1月20日に入居していますので、その時点で障害者であるかどうかというのは、その審査ができるじゃないかというふうなところ辺もあるかと思えますけれども、これにつきましては、どうしてもやはり入居の審査、応募を公募する中で、そういった証明がございましたら、そういったものはやはり信頼しながら、またもちろん入居する上で、いろんな面で、人間性、そういったものまで把握できればいいんですけれども、その部分は、やはり公平な入居の機会というのを与える義務もございまして、そういった面でも、我々は厳正に対処しながら、また後ほど入居者が問題を起こすようなことのないようなものはなるべく配慮していきたいと思っておりますけれども、その辺については限度がございまして、所管課を通して、入居の審査については厳正に行っていくようにしていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午後 1時58分

---

再開 午後 2時08分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

第52号議案について、ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、第52号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第53号議案の質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 質疑なしと認め、以上で、第53号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております2件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず第5 2号議案、訴えの提起について、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大嶽 弘君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第5 2号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第5 3号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算(第3号)について、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大嶽 弘君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第5 3号議案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第5

○議長(大嶽 弘君) 日程第5、特別委員会委員の選任についてを議題とします。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午後 2時11分

---

再開 午後 2時12分

○議長(大嶽 弘君) 休憩前に戻し、会議を再開します。

幸田町第6次総合計画策定特別委員会委員の選任については、幸田町議会委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 異議なしと認めます。

よって、幸田町第6次総合計画策定特別委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいまから、特別委員会において正副委員長の互選を行っていただきます。

委員長互選までの職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員であります12番、内田 等君にお願いします。

選任されました委員長は、選出結果を議長まで報告願います。

特別委員会正副委員長の互選を行いますので、理事者は退席いただき、選任が終了するまで待機をお願いします。

ここで、暫時休憩とします。

12番、内田 等君は議長席にお願いします。

休憩 午後 2時14分

---

再開 午後 2時39分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

ただいま、休憩中に、幸田町第6次総合計画策定特別委員会委員により正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長に杉浦あきら君、副委員長に都築一三君。

以上であります。

ここで、委員長の御挨拶をいただきます。

幸田町第6次総合計画策定特別委員会委員長、2番、杉浦あきら君。

〔2番 杉浦あきら君 登壇〕

○2番（杉浦あきら君） 皆様、こんにちは。

このたび、幸田町第6次総合計画策定特別委員会の委員長を務めさせていただきます杉浦あきらです。

幸田町の将来のまちづくりを考えていきたいと思っておりますので、皆様の御協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

〔2番 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ありがとうございました。

---

#### 日程第6

○議長（大嶽 弘君） 日程第6 閉会中の委員会行政視察の件を議題とします。

会議規則第73条の規定により、お手元に配付のとおり、防災対策特別委員会委員長及び総務常任委員会委員長並びに総合開発特別委員会委員長から、各委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成25年9月2日に招集された第3回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 2時42分

○議長(大嶽 弘君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 平成25年第3回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、本定例会に当たりまして、去る9月2日から本日まで26日間の長期にわたり、大変御多用中にもかかわらず、終始、御熱心に御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

また、私どもが提案させていただきました全議案とも可決・承認を賜り、心から感謝をお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議・委員会の審議の際にいただきました御意見・御提言等を重く受けとめ、十分留意をいたし、今後の町政の面に生かしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

特に、平成24年度の決算は、1年間の行政活動の政策の総括であり、議員各位からの御指摘・御意見等を真摯に受けとめて、次年度以降に生かしてまいる所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、6名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、その都度答弁させていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

ここで、3点ほど御報告をさせていただきたいと思えます。

1点目は、内田教育長の任期満了による退職の件でございます。

2期8年間、大変御苦勞でございました。後ほど御本人より退任の御挨拶があるかと思いますが、内田教育長は、昭和45年に教員となられ、以来36年間、教員としてのその職責を全うされました。的確な判断力と統率力、教育に対する情熱と知識が評価され、平成17年10月5日、本教育長に選任され、以来、今日までの8年間を本町教育の発展のために尽くされました。

特に、学校教育面では、本町学校教育展開の指針を見据え、学校関係者評価制度の導入により、開かれた学校づくり、少人数指導、通級指導などの人的支援並びに教育相談室の充実・整備等、子どもたちのために確かな学力と豊かな心の育成に御尽力いただくとともに、教育委員会施策評価などの施策実現にも熱心に取り組んでいただいたところでございます。

あわせて、愛知県町村教育長協議会会長や愛知県教育委員会連合会理事など、幸田町を代表しての教育の進展に御尽力いただきました。

また、生涯学習、スポーツ・文化の面での振興・発展にも熱心に取り組んでいただきました。ここに改めてお礼を申し上げますとともに、今後はくれぐれも健康に御留意いただきお過ごしになられますように、またそして町政に携わる現役に対しましても御指導・御助言をいただければ大変ありがたいと思っております。

本当に御苦労さまでございました。ありがとうございました。

2点目は、去る9月13日に置きました芦谷の材木店の不審火についてでございます。状況につきましては、既に御報告させていただきましたとおりでございますが、11時間以上にわたる消火活動をしていただいた消防団員に火消し魂を見た思いでございます。心から感謝申し上げます。

3点目は、去る9月23日月曜日午前8時15分ごろ、深溝小学校1階の職員室を出火元といたしまして、建物火災発生の件についてでございます。

出火原因は、今、岡崎警察署により調査中でございます。

子どもたちへの対応につきましては、登校後、全校児童を体育館に集め、臨時朝会を開催し、安全確認等の指導がされました。

また、保護者の方々には、書面にて、今後とも通常どおりの授業を行うこと等を報告をいたしましたところでございます。

被害のありました職員室であります。使用不能でございまして、改修工事が必要となるため、当面、南館の2階の多目的室を臨時的に職員室といたしまして学校運営に当たってまいります。

大変、関係各位には御心配をおかけしましたことに対し報告をさせていただきます。

いよいよ10月を迎えるわけでありましたが、今年度も後半に差しかかってまいりました。予定をいたしております未執行业務の年度内施行に向けまして全力を傾けてまいり所存でございます。

また、平成26年度の予算の編成準備時期に入っておりますので、緊急度・重要度を勘案しながら、少しでも町民の要望にお応えすべく、町政発展のために最大限の努力を払ってまいり所存でございます。よろしく願いをいたします。

また、これからの秋の深まりとともに、スポーツ・文化のシーズンを迎え、計画しております町民大運動会、文化祭、産業まつり等、各種イベント、諸行事も控えております。議員各位におかれましては何かと御多用とは存じますが、ぜひ御出席いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、一日一日と秋の深まりを迎え、体調管理にはくれぐれも御留意され、町政発展のために御活躍あらんことを心からお祈り申し上げ、閉会に当たってのお礼の御挨拶と

させていただきます。

大変ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ここで、内田教育長より発言の申し出がありましたので、発言を許可します。

教育長。

〔教育長 内田 浩君 登壇〕

○教育長（内田 浩君） 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を述べさせていただきます。

8年間にわたり教育委員並びに教育長職を務めさせていただきました。この間、議員の皆様方には、その折々、的確にして懇切な御指導・御鞭撻を賜り、心から感謝申し上げます。

もとより、浅学非才にして与えられました重要な職務を十分に果たし得たかどうか自分自身に問いかけるとき、内心じくじたる思いがいたしますが、幸田の教育を思い、微力ながら精いっぱい取り組むことができたという充実感を感じております。

10月4日をもって任期満了を迎えますが、今後は一町民として町政のさらなる発展を願ってまいりたいと思います。

皆様方の御支援に重ねて感謝・お礼を申し上げ、幸田町議会ますますの御発展を御祈念申し上げます、退任の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

〔教育長 内田 浩君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 内田教育長におかれましては、2期8年にわたり町教育行政に御尽力をいただき、まことにありがとうございました。

議員各位には何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますようお願いいたします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

第58回町民大運動会が10月27日曜日午前8時30分から幸田中央公園において開催されます。議員参加種目もありますので、御参加をお願いいたします。スポーツ委員の方は、御足労ですが、取りまとめなどよろしく申し上げます。

なお、当日出席できない方は、弁当の準備の関係がありますので、事前にスポーツ委員まで御連絡をお願いいたします。

これにて散会とします。

大変御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年9月27日

議 長 大 嶽 弘

議 員 丸 山 千代子

議 員 伊 藤 宗 次